

令和2年度 事業計画

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が新型コロナウイルス感染症の影響で1年程度延期が決まった上に、令和2年3月、世界保健機関（WHO）がパンデミック宣言を行う等、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況に、世界また日本経済においても景気後退が免れない状況となっている。

浄化槽関係では、浄化槽法の一部改正により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進が期待されるとともに、浄化槽台帳整備も含め、浄化槽管理の向上が求められている。浄化槽推進関係予算に関しては、循環型社会形成推進交付金が96億1,300万円（対前年度当初予算比0.4%増）が計上された。

このような状況の中、当協会は公益目的事業として、法定検査事業においては「第七次法定検査実施5か年計画」を策定し、その初年度として検査基数の確保・法定検査受検率の向上に努める。

浄化槽の普及啓発事業では、昨年度から予算化された「単独転換に伴う宅内配管工事への助成」を各自治体に要請し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進を図ることを最優先とし、また、環境学習や各自治体が主催するイベントに参加し、浄化槽の普及啓発に努める。

地球温暖化防止活動に関する事業においては、県から地域地球温暖化防止活動推進センターの指定更新を受け、地球温暖化防止に関する啓発・広報や推進員等の活動を支援し、持続可能な社会の形成に寄与する。

その他の事業としては、浄化槽法の一部改正に伴い義務化された、浄化槽管理士講習会の開催や「浄化槽の手引き」の刷新を行う。

以上を重点に次の事業を実施する。

I 事業

〔公益目的事業〕

1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 「第七次法定検査実施5か年計画」の計画基数に基づき、7条検査2,100基、11条検査63,200基の計65,300基を検査員31名体制で実施する。（詳細は別表1のとおり）
- (2) 環境省が推奨する一括契約システム（保守点検＋清掃＋法定検査）の地域拡大に努め、確実な検査実施に向けた維持管理体制の強化を図る。
- 新**(3) 浄化槽法改正に伴い、特定既存単独処理浄化槽に対する検査体制の取り組みについて、県及び権限委譲市町と協議を行う。
- 新**(4) 休止を含む浄化槽台帳の精度向上へ取り組むとともに、法令で示す整備項目を追加する等、浄化槽管理システム及び電子台帳システムの改修を検討する。
- (5) 法定検査の結果、不適正等と判定された浄化槽を対象に検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び市町と連携しながら不適正浄化槽の減少に努める。
- (6) 「全国浄化槽技術研究集会」（主催：（公財）日本環境整備教育センター）及び浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等に参加し、法定検査の効率的な推進方法の研究及び検査員の資質及び検査技術の向上に努める。

2. 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業

(1) 浄化槽の普及

- 1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を目的に、公共用水域の水質保全及び会員の事業量拡大を図るため、特に宅内配管工事費の補助が創設されていない自治体に対して、要請活動を行う。
- 2) 昨年度に引き続き、環境省実施事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）」に関し、（一社）全国浄化槽団体連合会から同事業の受付業務を受託し、会員事業所の業務量の拡大及び浄化槽分野における低炭素化を図る。
- 3) 各市町と連携して、次世代を担う子供たち（小・中学生等）を対象とした「環境学習」を実施し、広く環境問題に対する関心を培う。
- 4) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画し、一般住民に対しパンフレット等の配布を行うとともに支部が主催・協賛する普及活動を支援する。

新 5) 合併処理浄化槽の普及促進を目的に車両貼付用ステッカー（マグネット）を全会員へ配布する。

(2) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、（一社）全国浄化槽団体連合会（全浄連）で実施している「浄化槽機能保証制度事業」（保証期間：10年）を推進する。

令和2年度計画基数 1,100 基（詳細は別表2のとおり）

(3) 浄化槽設置届出等の事前指導

- 1) 「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、県下9支部において浄化槽設置計画・届出書等の事前指導を行い、適正な施工・維持管理を推進する。

令和2年度計画基数 1,950 基（詳細は別表3のとおり）

- 2) 事前指導時に浄化槽管理者（設置者等）に対し、浄化槽設置届済証、点検記録用ファイル、リーフレットを配布することにより、維持管理の重要性を周知する。

3. 地球温暖化防止活動に関する事業

平成30年7月豪雨災害による被災地の復旧・復興が未だ道半ばである中、その後も自然災害は全国的に頻発化・甚大化しており、気候変動への対策強化は、喫緊の課題である。このような状況の中、愛媛県においては、県民の暮らしと低炭素型社会が両立する「環境先進県えひめ」の実現を基本理念に掲げ、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」に基づき、本県の地球温暖化防止対策を総合的・計画的に推進している。当協会では、地球温暖化防止活動推進センターの指定を受け、県との連携・協力の下、県の展開する施策に協力しているところであるが、引き続き地域における実践的な温暖化防止活動を推進するため、次の事業を行う。

(1) 地球温暖化対策等についての広報・啓発活動

- 1) 行政等が主催するイベントに参加・協力を行い、広く県民に対し、環境負荷の少ない持続可能な地域社会の実現に向けた行動変容を促す。
- 2) 体験型の環境講座を通じ、環境問題を参加者自身の課題として捉える機会を提供する。
- 新** 3) 県が実施する高校生を対象とした環境教育「マイ・SDGs実践促進事業」を受託し、SDGsの視点を取り入れた持続可能な地域づくりを担う次世代の人材を育成する。
- 4) HPやSNSを通じ、地球環境に関する最新の知見やセンターの活動状況のPRを行う。また、機関誌を発行し、推進員、行政機関及び関係団体に配布することでセンター事業

の認知度向上を図る。

(2) 地球温暖化防止活動推進員等の活動支援

1) 愛媛県地球温暖化防止活動推進員の指導・育成を目的とした研修会・意見交換会を開催し、センターとの連携・協働を図る。

新 2) 持続可能な社会を構築する担い手を育むため、学生推進員制度を設置し、次世代のリーダーとなる人材を育成する。

(3) 温室効果ガス排出実態調査及び情報収集・分析

(4) その他の連携事業

県・国を含めた連絡調整会議を開催し、事業の計画、進捗状況、成果等について協議を行う。

〔収益事業〕

4. 行政及び浄化槽関連機関からの業務受託事業

自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進及び法定検査の円滑な実施を図るため、次の事業を受託する。

(1) 愛媛県及び松山市からの業務受託「浄化槽登録業者指導事業」

(2) 松山市からの業務受託「浄化槽設置整備事業に係る現地確認業務」

1) みなし浄化槽等からの転換の事前状況（ 105 基）

2) 浄化槽の据付工事状況（ 105 基）

3) 設置後の機能等の状況（ 105 基）

(3) 浄化槽関係機関からの業務受託

1) (公財)日本環境整備教育センターからの業務受託

・全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽実地調査（ 2 基）

〔その他の事業〕

5. 浄化槽事業者の把握、指導育成及び関係機関との連携等事業

(1) 製造販売業者及び清掃業者の協会登録の更新

愛媛県浄化槽取扱指導要綱に基づき、製造販売業者及び清掃業者の協会登録更新（5年毎）を行い、業者登録標識を発行するとともに業界の体制強化を図る。

・製造販売業者 14 会員

・清掃業者 86 会員

新(2) 浄化槽法改正による浄化槽管理士講習会の開催

浄化槽法改正により、愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例及び松山市浄化槽保守点検業者登録条例が改正されることとなり、その条例に基づく浄化槽管理士講習会を開催する。

令和2年度 2回開催

<参考> 保守点検業者に所属する浄化槽管理士 675名（技術者登録数）

(3) 研修会の開催

1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。

2) 役員改選年にあたり、先進県における組織運営及び浄化槽普及活動、11条検査の受検推進

等の研究または先進技術施設等の視察研修を行う。

- 3) 公益法人としての組織運営及び各支部の事業活動を推進するため、支部役員を対象に研修会を行う。
- 4) 支部が主催・協賛する地域に密着した研修会に対し協力・支援する。

(4) 関係行政機関及び関係団体との連携

- 1) 毎年開催している「浄化槽業務推進連絡会」(全20市町が参加)を開催し、行政との情報、意見交換等を通じて補助浄化槽の適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。
- 2) 全浄連四国地区協議会、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会の関係機関との連携調整を図り、浄化槽業界の発展に務める。
- 3) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業の推進に協力する。

新(5) 協会設立50周年記念の準備

令和3年度が協会設立50周年にあたり、記念誌の発行及び記念式典等の準備を行う。

新(6) 浄化槽法の一部改正に伴い、「浄化槽の手引き」を刷新

前回の発刊から10年以上経過し、内容が現状と異なる部分もある。今回の浄化槽法の一部改正に伴い、内容を精査し、新しく発行する。

(7) 浄化槽に関する情報の収集、提供

- 1) 浄化槽に係る行政や業界の動き、また新しい情報を収集し、組織運営に活用するとともに、機関誌「えひめの浄化そう」(年2回発行)及び「全浄連ニュース」等を会員、行政機関、関係団体へ配布する。
- 2) ホームページを通じて広く県民の皆様に対し、協会の組織・活動状況のPRを行うとともに浄化槽の役割及び構造・機能等への啓発を図る。

(8) 水環境保全に係るボランティア活動

水環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。

II 管理部門

◎大規模災害緊急対応マニュアルの整備

平成25年2月に県と「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」及び平成24年10月に(一社)全国浄化槽団体連合会四国支部において「災害時における相互応援協定書」を締結しているが、実際に災害が起こった際の初動対応から復旧までの連絡体制及び対策マニュアルの整備を図る。

◎労働衛生管理体制の充実

(1) 職員服務規程等の見直し

労働基準法及び労働安全衛生法等を遵守し、職員服務規程等を見直すとともに、職員の健康を保持増進しながら、安心して快適に働くことができる労働条件や職場環境の形成に努める。

(2) コンプライアンスの徹底

各種法令等に関する講習会に参加、及び開催を行い、各職員が公益法人の職員であることの意識を高める。

別表2 支部別保証登録計画基数

支部名	計画基数	参 考
		令和2年度 補助予定基数
四国中央	1 1 5	1 5 5
新 居 浜	4 0	5 5
西 条	1 2 5	1 8 0
今 治	8 0	1 0 0
松 山	3 3 0	4 3 5
大洲喜多	1 5 0	2 4 8
八 幡 浜	3 0	3 7
西 予	3 5	5 0
宇和島	1 9 5	2 7 5
計	1, 1 0 0	1, 5 3 5

別表3 支部別事前指導（設置計画・届出基数）計画基数

支部名	事前指導 計画基数	参 考（過年度事前指導実績）			
		R元年度 (1月末現在)	H30年度	H29年度	H28年度
四国中央	1 5 5	1 4 1	1 8 3	1 5 9	1 5 8
新 居 浜	1 5 0	1 3 8	1 6 6	1 4 9	1 6 4
西 条	1 5 0	1 3 3	2 0 5	1 9 6	2 1 3
今 治	1 4 0	1 2 7	1 4 2	1 7 1	1 5 1
松 山	8 3 0	7 6 7	1, 0 1 0	1, 0 2 3	1, 1 4 7
大洲喜多	1 7 0	1 5 8	1 8 2	1 7 3	2 0 6
八 幡 浜	3 5	3 3	3 7	4 1	4 1
西 予	4 5	4 2	4 4	5 6	4 6
宇和島	2 7 5	2 5 8	2 9 3	3 1 6	3 3 7
計	1, 9 5 0	1, 7 9 7	2, 2 6 2	2, 2 8 4	2, 4 6 3